

以下の内容は、仙台市が平成24年 2月22日付けで発行した「生活支援情報（第19号）」から転載したものです。

被災した方の証明書等の交付手数料 免除は 3月31日 で終了します

被災した方の証明書等の交付手数料を免除する次の取り扱いは、3月31日(土)で終了します。

◆対象となる証明

- ①住民票・戸籍関係：住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍・除籍謄抄本、戸籍の附票の写し、外国人登録原票等記載事項証明書など
- ②税証明関係：市県民税課税(非課税)証明、納税証明、資産証明、固定資産課税台帳等の閲覧など

◆交付手数料免除の手続き＝区役所・総合支所の各交付窓口で「り災証明書」を提示いただくなどにより、被災されたことが確認できた場合に、交付手数料を免除します。ただし、証明書自動交付機による請求は免除対象外となりますのでご注意ください。

問い合わせ

- ①住民票・戸籍関係については区役所・宮城総合支所戸籍住民課、秋保総合支所税務住民課。
- ②税証明関係については区役所・宮城総合支所税務課、秋保総合支所税務住民課 (☎は下欄)

震災により損壊した家屋の解体・撤去の受け付けは 3月30日 で終了します

震災により損壊した家屋について、所有者の申し出により、市が解体・撤去します。希望される方は、お早めに手続きをお願いします。

◆撤去の対象＝個人や中小企業者が所有する家屋等で、り災証明書において「全壊」または「大規模半壊」と判定された物件（個人が自ら居住する住宅は、「半壊」と判定された物件を含む）。なお、津波により家屋が流失し、基礎部分だけが残った場合も対象となります。

◆受付場所＝対象物件が所在する地域の区役所・総合支所（所有者が中小企業者の場合は、市役所表小路仮庁舎（仙台パークビル）9階地域産業支援課）

●必要書類等、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 損壊家屋等の解体・撤去専用ダイヤル ☎263・8590（平日9:00～17:00）

せんだい豊齢学園のお知らせ


せんだい豊齢学園では、平成24年度の学園生募集に当たり、被災者支援枠★1を設け、受講料の免除等を行います。

★1被災者支援枠…東日本大震災に起因する事由により、仙台市内の応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、公営住宅、民間賃貸借上制度により賃貸借契約を行った民間住宅）に入居しているおおむね50歳以上の方が対象です。入学時に応急仮設住宅の使用賃貸借契約書または賃貸借契約書の写しを提出していただきます。

◆費用＝年額20,000円(被災者支援枠で入学された方は年額5,000円)。このほか必要に応じて教材費などの実費負担あり

◆申し込み＝市役所本庁舎 1階市民のへや、区役所総合案内、シルバーセンター、市民センターなどで配布する入学願書で3月31日までに

問い合わせ せんだい豊齢学園事務局（シルバーセンター内）☎215・3129



仙障だより

発行所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022-266-0294(代)
FAX 022-266-0292
発行人 阿部一彦
(題字 奥山恵美子市長の書)
定価 500円/年

コース(内容)	日時	期間	対象
総合生活 (介護予防や健康生きがいつくりについて)	月曜日 10:15～	5月～ 平成26年 2月(2年)	市内にお住まいのおおむね50歳以上の方各70人(抽選) ※うち被災者支援枠各10人
ふるさと文化 (身近なふるさとの歴史や文化について)	4:45		

市役所・区役所などの電話番号

- 仙台市役所 ☎261・1111(代)
- 太白区役所 ☎247・1111(代)
- 青葉区役所 ☎225・7211(代)
- 泉区役所 ☎372・3111(代)
- 宮城野区役所 ☎291・2111(代)
- 宮城総合支所 ☎392・2111(代)
- 若林区役所 ☎282・1111(代)
- 秋保総合支所 ☎399・2111(代)

- 仙台市ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/>
- 仙台市携帯電話用ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/m/>

国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金および介護保険のサービス利用料の免除が延長されました

東日本大震災で住宅が半壊以上の被害を受けた方等は、現在、病院等の窓口で支払う一部負担金や介護保険のサービス利用料が免除されていますが、免除の期間が9月30日(日)まで延長されます。免除が継続されるのは、住宅が全壊・大規模半壊・半壊のり災判定を受けた方等で、仙台市国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険に加入し、仙台市から一部負担金免除証明書、介護保険利用者負担減額・免除認定証の交付を受けている方です。東京電力福島原発事故による警戒区域等から仙台市に転入された加入者の方は、平成25年2月28日まで免除の期間が延長されます。また、これまで免除されていた入院時の食事療養費や生活療養費、介護保険施設等にかかる食費・居住費等の自己負担分は、2月29日(水)で免除が終了します。

なお、現在、免除証明書や認定証をお持ちの方は、今回の期間延長に関して、手続きをしていただく必要はありません。

問い合わせ 国民健康保険・後期高齢者医療については区役所保険年金課、総合支所保健福祉課。介護保険については区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課（☎は裏面下欄）

津波漂着がれきの撤去は3月30日で終了します

津波により発生・漂着したがれきの撤去作業は、3月30日(金)で終了します。まだ残っているがれきの撤去については、3月15日(木)までにお問い合わせください。

問い合わせ 震災廃棄物対策室 ☎214・8680

津波で流出した写真等の展示・引き渡しを行います

東日本大震災による津波被害地域（宮城野区・若林区）で回収された写真、アルバム、賞状などの思い出の品を展示し、所有者やご家族へ引き渡します。

◆日時＝2月29日(水)～3月25日(日)（毎週月曜日と3月21日(水)を除く）午前10時～午後4時

◆会場＝中央市民センター体育館（宮城野区榴岡4-1-8 パルシティ仙台6階）

◆貴重品の引き渡しには、身分証明書の写しをご提出いただく場合がありますので、運転免許証など本人と確認できるものをお持ちください

◆公共交通機関での来場にご協力をお願いします

問い合わせ 宮城野区区民生活課、若林区まちづくり推進課（☎は裏面下欄）、消防局防災安全課 ☎234・1111 内線2330)

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市震災復興室 ☎214・8579までご連絡ください。